

# 立入検査拒否及び自動火災報知 設備設置命令違反に係る 告発事案について

東京消防庁 予防部査察課 機動査察係



## はじめに

平成13年9月1日に新宿区歌舞伎町で死者44名が発生した火災を契機に、自動火災報知設備の設置基準が強化された。東京消防庁では、一斉に実態調査を実施して設置指導を行い、経過措置が終了した後は、順次違反処理に移行した。本事案は設置命令に違反し、立入検査も拒否し続けた関係者を告発した事案である。

## 防火対象物の概要

- 所有者 甲
- 1、2階飲食店経営者 乙
- 用途：特定用途の複合(16)項イ  
1、2階飲食店 3階共同住宅 4～5階専用住宅
- 構造：耐火造 5階建て
- 規模：建築面積73㎡ 延面積318㎡
- 同意年月日：昭和47年12月28日
- 検査年月日：昭和48年12月24日
- 増改築年月日：平成15年9月27日  
(屋内階段(木造)8㎡増築→令8区画一部破壊)

## 立入検査の実施

当該防火対象物は、平成15年9月まで1階を飲食店として使用しており、1階と上階は消防法施行令第8条(以下「政令第8条」という。)の適用により、消防用設備等の設置については、そ



防火対象物側面の屋内階段増設部分



立面図

れぞれ別の防火対象物とみなし、自動火災報知設備の設置義務はなかった。甲は建物所有者で、1、2階飲食店の経営者乙は甲の配偶者である。

平成15年9月に2階部分を飲食店に改装するとともに、屋内階段を増築したことにより、政令第8条が適用されなくなったことから、改正法令で消防法施行令第21条第1項第3号により自動火災報知設備が義務となり、設置指導を開始した。

再三の指示、指導に従わず、「延面積298㎡である」「自分の建物は自動火災報知設備を設置すべき対象ではない」「立入検査は必要でない」などの主張を繰り返した。関係者の主張を確認するため、また違反処理を進めるうえで立入検査、実況見分が必要である旨を関係者に繰り返し説明し、ようやく平成17年5月に立入検査を実施した。

## 平成17年5月の立入検査の指摘事項

- 1 防火管理者未選任(改修済)
- 2 消防計画内容不適(改修済)
- 3 消防用設備等点検未実施(消火器)
- 4 消防用設備等点検未実施(誘導灯)
- 5 主要構造部構造不適(1～2階の屋内階段)

消防用設備等点検未実施については、改修されないままである。また、主要構造部については、建築基準法第6条(建築物の建築等に関する申請及び確認)、第27条(耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない特殊建築物)、第52条(容積率)、第53条(建ぺい率)、第62条(準防火地域内の建築物)について規定に抵触するという回

# 違反是正

答を、平成21年9月に管轄区役所の建築指導課から得ている。

## 指導経過

年月日	内容
平成15年11月18日	設置に関する指導書を交付
平成17年5月30日	立入検査結果通知書交付
平成17年10月31日	警告書交付
平成27年2月20日まで電話、出向、文書による立入検査依頼等の指導を約100回実施している。	

## 特例適用について

「複合用途防火対象物における自動火災報知設備の取扱いについて」(平成14年12月17日付け消防予第595号消防庁予防課長通知。以下「国通知」という。)で示されている特例基準に加え、当庁は独自に以下の2項目を追加して特例の適用を行ってきた。当該防火対象物の1、2階は無窓階のため、国通知で示されている特例基準に適合せず、また木造屋内階段を増築したため、当庁独自の特例基準にも適合していない。

- (1) 主要構造部は、耐火構造であること。
  - (2) 建基法施行令第112条第9項で規定する堅穴区画が形成されていること。
- このため特例は適用していない。

## 違反処理

平成17年5月以降の立入検査を拒否され続けたため、立入検査拒否に伴う告発も視野に入れるとともに、自動火災報知設備未設置について

は、改めて平成25年6月に建物の外周部を測定する実況見分を行い、自動火災報知設備の設置義務があることを証明したうえで、設置命令を発令することとした。

## 命令の発令について

命令書の交付のため、関係者に電話連絡したが応答はなかった。そこで、平成25年11月に内容証明付き配達証明で甲宛に命令書を郵送したところ、平成25年11月30日付けで本命令書が送達された旨の証明通知が同日に郵便局から届いた。よって本命令の発令日は平成25年11月30日とした。

## 群馬県高崎市等広域消防局の協力

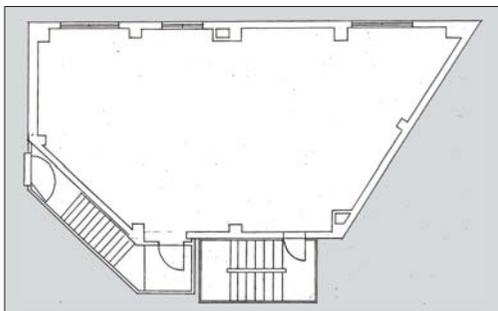
告発を前提としたが、当庁では、消防法第4条第1項違反の告発については前例がなかったことから、平成19年に群馬県高崎市等広域消防局で消防法第4条第1項の立入検査拒否に対して告発した事案について、消防法第35条の13に基づく関係官公署への照会等をし、資料の提供などの協力を得た。

## 告発

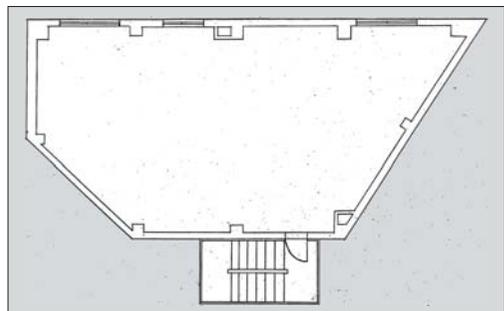
平成27年7月に立入検査拒否、平成27年9月に自動火災報知設備設置命令違反で管轄消防署長から管轄警察署長に告発した。

## 最後に

告発に至るまでの関係各機関の御協力に対し、感謝申し上げる次第である。



1階平面図



2階平面図